

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

1948（昭和23）年に施行された旧優生保護法は、遺伝性疾患や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法はその後、1996（平成8）年に優生思想に基づく部分が障がい者差別に該当するとして、条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法の下で不妊手術を受けた被害者は約25,000人、このうち本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されている。本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上の問題があり、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法の下で不妊手術を受けた被害者の高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても救済措置を早急に講じるべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料等の保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月1日

泉 大 津 市 議 会